

様式(細則 5-2)

平成29年12月18日

浜田市議会議長 川 神 裕 司 様

議員名 芦 谷 英 夫



調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため(視察・研修)を(実施・受講)したので、その結果を報告します。

記

1、期間 平成29年12月2日(土)15時~3日(日)12時30分

2、研修内容 全国人権・同和教育研究大会 島根大会

3、研修先 くにびきメッセ(松江市)ほか

4、調査経費 10,480円

(経費内訳 JR4,980 宿泊料5,500円)

5、調査研究活動の概要 別紙のとおり



全国人権・同和教育研究大会 島根大会

- 1 日 時 平成29年12月2日（土）15時～3日（日）12時30分
2 場 所 くにびきメッセ（松江市）ほか
3 参加者数 約6,000人
4 特別分科会 現代社会における主権者教育の課題

京都精華大学人文学部教授 白井 聰

「部落差別解消推進法」が施行！教育現場への期待

近畿大学人権問題研究所教授 奥田 均

「障害者差別解消法」を具体化するには？

インクルーシブ（共生）教育研究所所長 堀 智晴

5 概 要

- ① この大会は、5つの分科会、19の分散会がある大規模な全国大会で、松江市と出雲市の14の会場で開催され、全国から約6,000人が参加し、ホテルはどこも満杯の状況で、参加者を絞るところも出て大会本部にクレームがあったとのこと。
- ②（現代社会における主権者教育の課題 白井 聰）政治的無関心が広がっており、特に若者に顕著で、社会的無関心と学力低下が同時進行している。政治の主体者になるべき有権者がお客様、消費者となっており積極的に政治に参加する必要がある。格差社会が広がり貧富の差が広がり、生活が苦しい貧困世帯なども増えていることが指摘され、改めて主権者教育＝主体者教育が必要となっている。
- ③（「部落差別解消推進法」が施行！教育現場への期待 奥田 均）この法律は平成28年12月に成立した。昭和40年に同和対策審議会の答申（同対審答申）がされ、昭和44年に同和対策事業特別措置法を制定、その後、法の延長、地対財特法制定と法の延長が続き平成4年をもってすべての法の期限切れとなり、28年の部落差別解消推進法の制定まで空白が続いている。法制定により、差別の現実は見えにくい現状があり、差別の問題を心の問題、道徳の問題に矮小化することなく、新たな法の実効性を高める必要がある。
- ④（「障害者差別解消法」を具体化するには？堀 智晴）この法は、もととなった障害者権利条約の、当事者を抜きにしてものごとを決めないという、当事者主体の原則が生かされている。法の具体化には、当事者の主体性の尊重、自分の問題として取り組む、民主主義社会のめざす政策とする。法を形骸化させないため、自分の問題として、具体的な問題を通して、正義による抑圧をしない、多様性を尊重することである。

6 所 見

- ① 主権者教育については、高校生を対象として選挙管理委員会で説明会を開催され、他市議会でも取り組まれており、浜田市議会としての今後の課題となっている。
- ② 同和対策事業が行われ、同和教育や人権教育が行われているが、部落解放運動と同和問題について、法制定を契機として市政での主体的、能動的な取り組みが要請されている。
- ③ さらに人権差別には、同和問題、障害者、高齢者、子ども、女性、外国人、病気の人、刑を終えた人など多岐にわたるが、行政施策として差別解消の取り組みを進める必要がある。
- ④ 浜田市では障害者差別解消条例を進めており、30年3月議会上程、7月施行をめざしており、条例の実効性を高めるため、障害者団体や障害者をはじめ福祉、就労、教育関係機関などにも参画を求める必要があり、議会としてもしっかりと関与が必要である。